

土木森林環境委員会会議録

日時 平成23年3月8日(火) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後4時39分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 棚本 邦由
副委員長 丹澤 和平
委員 深沢登志夫 皆川 巖 大沢 軍治 望月 清賢
岡 伸 金丸 直道 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 小池 一男	理事 河西 邦夫
県土整備部次長 酒谷 幸彦	県土整備部技監 山本 力
県土整備部技監 上田 仁	総括技術審査監 樋川 和芳
県土整備総務課長 末木 正文	美しい県土づくり推進室長 山口 雅典
建設業対策室長 秋山 剛	用地課長 市川 正安
技術管理課長 中嶋 晴彦	道路整備課長 野中 均
高速道路推進室長 市川 成人	道路管理課長 丸山 正視
治水課長 井上 和司	砂防課長 伊藤 学樹
都市計画課長 河西 秀樹	下水道課長 小野 邦弘
建築住宅課長 和田 健一	営繕課長 石原 光広

森林環境部長 中楯 幸雄	林務長 岩下 正孝
森林環境部理事 石合 一仁	森林環境部次長 山本 正彦
森林環境部技監 深沢 武	森林環境部参事 清水 利英
森林環境総務課長 深尾 嘉仁	環境創造課長 小野 浩
大気水質保全課長 窪田 敏男	環境整備課長 守屋 守
みどり自然課長 山縣 勝美	森林整備課長 宇野 聡夫
林業振興課長 大竹 幸二	県有林課長 江里口 浩二
治山林道課長 岡部 恒彦	

議題 ※第15号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

※第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

※第27号 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

- ※第36号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件
- ※第37号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- ※第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第52号 平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- ※第54号 契約締結の件
- ※第55号 契約締結の件
- ※第56号 変更契約締結の件
- ※第57号 県道の路線の変更の件
- ※請願第22-11号 住宅リフォーム(小規模修繕)助成制度の創設を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第22-11号については、採否を留保するものと決定した。

審査の概要 はじめに別紙着席表のとおり議席の指定を行った。また、審査を行うに際して、付託された議案の審査は、まず、平成22年度関係の審査を行い、続いて平成23年度関係の審査を行うこととされた。

午前10時04分から午後3時34分まで県土整備部関係(午前11時45分から午後1時03分までと午後1時14分から午後2時00分まで休憩をはさんだ)、休憩をはさんで、午後3時57分から午後4時39分まで森林環境部関係の審査を行った。

森林環境部関係の一部については、引き続き9日に審査を行うこととした。

主な質疑等

県土整備部関係

※第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第52号 平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第54号 契約締結の件

質疑

丹澤委員 今回の第54号議案でありますけれども、今現在、この54号議案の受注3社につきましては公正取引委員会から事前通知があったと聞いています。公取委はどういう手続きをとりながら事前通知を出したのか、その経過を教えてくださいたいと思います。

末木県土整備総務課長 今、委員の御質問にございました、どのような手続きをとということについてですが、内部手続きについて詳細に承知しているわけではございません。ただ、事実としますと、昨年3月24日に公正取引委員会が行政調査を開始いたしましたして、各建設業者に調査に入っております。その後、昨年10月に2回目の調査に入っております。そして、ことし2月7日付けで事前通知が発送されまして、各対象業者につきましては2月8日にはその事前通知が手元に届いていると、承知をしております。

丹澤委員 公取委がこういう調査をするには、まず事件の端緒がありますね。今回は事件ではなく、調査の端緒です。その端緒というのはどのように始まるかということ、まず内部告発、一般からの通報、あるいは減免措置というのがあります。みずからが申し出れば課徴金はまけてやる、あるいは独禁法の違反はまけてやるから申し出てこいというように、非常に発覚しにくい事案でありますから、

なるべく内部から情報をもらいたいということです。そういうことから始めて、行政調査をする。業者を呼んで、2月7日に至るまで行政調査をした結果、事前通知を出したということは、公正取引委員会としては疑惑ありと認定をしたということでしょう。

末木県土整備総務課長 確におっしゃるとおり、疑惑があるということで事前通知を出したものと承知いたしております。公正取引委員会の手続き上では、そういうものだと承知しております。

丹澤委員 うわさでなくて、公正取引委員会が自分の名誉にかけて調べたものを疑惑ありとして出したのが、この事前通知なんです。この事前通知が出されますと、措置命令までは一般的にどれぐらいですか。

末木県土整備総務課長 一般的には事前通知が出されて、排除措置命令が出されるまではおおむね1カ月程度と言われていると承知しております。事前通知が出された後、それを受け取った者に対しまして意見陳述、またその意見陳述の証拠の提出を求めるわけですが、今回の場合につきましては、2月中とされていたものが1週間ぐらい延びているということです。ですから、3月7日ごろまでに意見陳述、もしくは証拠の提出をなささいということで、1カ月が若干延びるのではないかと承知しております。

丹澤委員 そうすると、この措置命令というのは事前通知が出されてから一般的には1カ月ぐらいで出される。業者数に応じて違うし、事案によっても違うのですが、1年も2年もかかるわけではない。最大1カ月ということになりますと、近々のうちには出されると認識をしているわけですね、皆さんの方も。

末木県土整備総務課長 委員がおっしゃるとおり、今までの一般的な例で言うとそうであろうと承知しておりますが、個々の事例によっては40日以上かかったような例もあったと承知しております。

丹澤委員 では、仮契約についてお尋ねをいたしますけれども、県は建設工事の仮契約を既に落札した業者と結びましたね。議会が議決するまでの間は仮契約期間中ですね。この期間中に仮契約が解除されるのは、どういう場合ですか。

末木県土整備総務課長 仮契約の解除条項につきましては、仮契約書に記載されておりますが、入札参加資格を失った場合などです。わかりやすく言いますと、例えば指名停止措置をこうむった場合については契約を解除すると記載しております。

丹澤委員 仮契約期間中に指名停止がなされた場合には、この契約は破棄されるということになりますね。そうしますと、措置命令が出されたときには、いつの段階で指名停止をするんですか。

末木県土整備総務課長 排除措置命令が出された場合には、速やかに指名停止措置を行うこととしております。速やかにとというのは、私どもも公正取引委員会に対しまして資料提供等を求めまして調査を行っていきますので、おおむね1週間から10日ぐらいの間には指名停止をしたいと考えております。

丹澤委員 では、例えば、きょうここで議決をしました。そして14日までに指名停止

が間に合わなかったという場合に、議案をどうしますか。

末木県土整備総務課長 例えば排除措置命令が14日までに出了た場合につきましては、排除措置命令が出了た時点で県が指名停止するのは明らかでございますので、対象となった業者と契約を締結するのは、県民感情としていかなものかという考えがございます。その場合には議案を撤回させていただきたいと考えております。

丹澤委員 そうすると、措置命令が出された後、審判や司法上の裁判などが続くわけですが、それとは関係なく、措置命令が出了た段階でただちに、議案の撤回をするということですね。審判請求が出されようが、訴訟が起こされようが、全く関係なく、もうただちに議案撤回するということですね。

末木県土整備総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。排除措置命令が出了て速やかに指名停止措置を行うというのは、国、そして本県も含めまして全国都道府県で同じ取り扱いをしておりますので、委員のおっしゃるとおり、排除措置命令が出了た時点で、閉会日の議決前であれば議案を撤回をさせていただきます。

丹澤委員 では、議会の議決について伺います。本来、契約の締結というのは長の執行権限です。それをなぜこのような大きな案件については議会の議決を必要としているのでしょうか。

末木県土整備総務課長 そのことにつきましては、勉強不足で確たる返答ができませんが、工事の請負につきましては予定価格5億円以上のものについては議会の議決を要すると条例で規定されております。これはやはり、高額な請負工事でありますので、議員さんの御意見を伺いながら執行部と議会で協議をしていきたいと思います。

丹澤委員 前日の一般質問で、小越さんがこの議案をなぜ出したのか、こういう疑わしい、撤回しなければならないかもしれないものなのに、なぜ出したのかという御質問がありました。部長さんからのお答えは、仮契約をした場合には財務規則で次の議会にただちに出さなければいけないという規定があるとのことでした。そして、不正そのものがなかったということであれば、行政は法令に従ってこれを出さざるを得ない。むしろ出さなければ職務怠慢、損害賠償を請求されることになるから、皆さんのやっていることは、ただ法令に照らし合わせてやったことなんです。それを今度、私たちが引き受けました。

では、議会は何をもってこれを判断するか。法令どおり進んできた。その手続きを審査するだけでは、まさに議会は不要。山梨日日新聞によると、県議会議員が役割を果たしていると言った県民はわずか23%で、77%の人は県議会議員は要らないとのことです。まさにこうなってしまう。今、政治に、私たちに何が求められているのか。皆さんは出したから、もう皆さんの責任はそこで終わった。もう根回しする必要はないんですよ。我々がどう判断するかということ。何を根拠にするかということ、この入札が公正、公平に行われたのか。2つ目は、その事業が県民にとってやるべき事業なのかどうか。多大な工事費をかけるわけですから、必要があるかどうかもう1回、発注した段階で審査しなさい。もう一つは、落札者に受注資格があるのかないのかということ。審査する。法令に照らし合わせれば、確かに今ここで指名停止をする根拠は何もない。だから皆さんがそれをするのはおかしい。県の指名停止措置要領にはちゃんと書いてあり、まだ疑わしい段階であって、明らかにこの人が談合し

たと認定をしたわけではないから、指名停止処分はしない。あとは私たちの方が、それをどうするかなんです。そこを今、我々が求められていることになります。

そう考えてみますと、もし、今ここで出されたものを審査しなければ、どうい問題がありますか。

末木県土整備総務課長 委員の御質問の趣旨は、今回議決をしなかった場合、どういう影響が出るかということだと理解をいたしまして答弁させていただきます。今回、この契約締結議案が認められなかった場合、議案がまた継続するののかということだと思いますが、否決になれば、これは廃案になり、次に議案を出すことはできません。継続審査になった場合につきましては、現在の議員の任期をもって今回は廃案となってしまいますが、仮契約自体は生きておりますので、次の議会へ提案をする形になると思います。6月議会に提案をする場合には、過去の議会日程でありますと、議決がおおむね7月の半ばごろになります。そうしますと、今現在で平成24年12月28日までを工期としておりますから、4カ月おくれることになり、工期が25年4月の末になります。

そして、現在、23年度、24年度につきまして債務負担行為の設定がしてございますが、工期が25年4月までになりますと、25年度には債務負担行為の設定がしてございませんので、まず6月議会におきまして、25年度の債務負担行為の設定をお願いをします。そして、債務負担行為の設定の議決をいただいた後に、仮契約の変更契約を締結し直すことになります。これは今の契約先と変わらない場合です。その後の9月議会におきまして同じように契約締結案件をお願いをすることになりますと、その契約手続きによる工期のおくれがおおむね7カ月となります。さらにこれは、予算の確保状況によりましては7カ月以上おくれることも想定されます。

その他の進捗状況等の影響につきましては、道路整備課長の方から説明をいたします。

野中道路整備課長 それでは、その他の影響等について説明したいと思います。今、県土整備総務課長から説明があったとおり、この工事が7カ月程度おくれるという前提であります。今回の工事で発生する残土を反対の八幡側の盛土工事に利用する予定になっています。これは、八幡側から掘るトンネルは現地盤より5メートルぐらい高いところにあります。今現在、橋梁工事やボックスカルバート、ボルト工事などをやっていますが、この盛土に使う土砂に万力側のトンネルの掘削土を流用する予定になっております。

したがって、今回の工事がおくれますと、そちらの工事も当然おくれるということになります。その結果としまして、現在、26年度ぐらいを目標に万力から甲府山梨線までの2.3キロを供用開始したいというスケジュールを組んで工程を進めているわけですが、それがまずおくれることになります。

もう一つ、非常に心配しているのが、この工事の予算は県が予算の張りつけをある程度任されている交付金事業とは違い、地域高規格道路に限った特別な予算でございます。国において全体的な予算が縮減される中で、この地域高規格道路予算は供用開始が3年程度で早期事業効果が発現される事業に重点的に配付していくという方針がございまして、現在、この甲府山梨道路について重点的に配分されている状況でございます。

しかしながら、ここで供用がおくれるということになりますと、これまでどおり順調に予算確保できたものが少し困難になることが懸念されておりました、その結果としてさらに供用がおくれることが考えられます。さらに、甲府

山梨道路の関係がおくれた場合、平成25年度から事業化をしようと頑張っている同じ地域高規格道路である新山梨環状道路の東部区間とも予算の面で競合することが考えられますので、非常に予算の確保が難しくなり、地域高規格道路の整備全体が大幅におくれるのではないかと懸念されております。

丹澤委員 聞いていて非常に腹が立ったね。まず県土整備総務課長、なぜ7カ月もおくれるんですか。債務負担行為なんか、6月にあわせてすぐ出せばいいじゃないですか。翌議会に出したらどうですか。追加で今議会に出したってまだ間に合いますよ。債務負担行為は予算上の措置ですよ。何で7カ月もかかるんですか。

末木県土整備総務課長 先ほど申し上げましたとおり、今回、継続審査などのように、この契約締結案件が認められなくて否決以外の場合につきましては、債務負担行為を6月議会に提出させていただきたいと考えております。それが議決になった後、仮契約の変更契約を締結いたしますので、その後の9月議会に提案することになりますので、7カ月おくれることになります。

丹澤委員 なぜ債務負担行為と一緒に出さないんですか。いっぱいそういう例があるでしょう。翌議会に送らなければならない理由は何ですか。

末木県土整備総務課長 予算の確保をしていないと、仮契約の変更契約を締結ができないということでございます。

丹澤委員 そんなことは今までだって例があるでしょう。それを最悪の事態を想定してやっているんですよ。幾らでもやり方があるはずなんですよ。
それともう一つ。では、議案を撤回したらどうなるんですか。撤回したって同じことでしょうか。撤回したら、困らないのですか、やらないということですか。あるいはそれまでに指名停止があった場合には、こういう問題があるからやりませんと、言ってるんですか、これは。

野中道路整備課長 やらないということは言っていない。おくれるということですよ。

丹澤委員 だって、あなたが言ってることは、7カ月おくれたらさまざまなことが出てきて予算も競合してしまうということでしょう。予算が競合すると言うが、もう既にこの予算は取ってあり、それを延長するだけでしょう。なぜ予算が競合するんですか。大体、今言ったように、この3.9キロうちのわずか600メートルの掘削をするだけなのに、何でそれが26年の開通なのですか。26年までまだ3年もある。何で我々が3カ月延ばしたらどうだと言っているのか。それは、近々のうちに結論が出ると言っているんですよ。今、総務課長が事前通知から1カ月と言ったじゃないですか。もうその時期が目と鼻の先に来ているにもかかわらず、おくれて予算も取れなくなってしまうというように脅かすようなこと言う。1年も2年も待てと言っているのではなく、近々のうちに出ると言っているんですよ。

さっきも言ったように、7カ月も延びるという最悪の事態を我々に伝えるために一番最悪なシナリオを書いてきて説明して、煽動している。本当にこうなりますか、このとおりに。撤回されたら、26年度供用になりません、そう言うんですか。

野中道路整備課長 今ぎりぎりでございますから、7カ月おくれたら26年には間に合わない

と考えております。

丹澤委員 間に合うようにする工夫は幾らだっているでしょう。今までもそういうことがあるじゃないですか。何も1年も待てと言ってるんじゃない、3カ月、次の議会までなんですよ。撤回されても同じことでしょう。あるいは、措置命令が出ても同じことでしょう。措置命令が出たらやらないんですか。

野中道路整備課長 仮のお話をさせてもらいますと、措置命令が出て今回の議案が廃案になり、7カ月延びれば、26年は難しいと考えます。

丹澤委員 措置命令が出れば同じことじゃないですか。工夫すればできなくない、それに知恵を絞るのが皆さんの役割なんですよ。そんなことはできないでは、だれにやらせても同じ。でも、あなたがいるからできる、だからあなたがそこにいるんですよ。皆さんが言ったことについては、工夫次第で幾らでも、7カ月もおくれなくても十分できると僕は思っております。

まあ、そういうことで、仮契約の期間に有効期間はありますか。

末木県土整備総務課長 仮契約につきましては、議会の議決をもって本契約に移行するというものですから、議会の議決を待つということでございます。

丹澤委員 そうすると、議会の議決にはいつまでにしなさいという期間がありますか。

末木県土整備総務課長 特に定めがないと考えております。

丹澤委員 今までの行政実例を見ますと、こういう例が全国にあります。疑惑のある業者が受注した場合にはどうしているかという、しばらく様子を見て議会で審査するという行政実例もあります。だから、議会は、もうすぐ目前に措置命令が出されるという段階になっているわけですから、もう少しこれは慎重に扱ってほしいと思いますけれども。

小池県土整備部長 先ほど、工期にどういう障害が出るかということについて、一般論として契約締結が延期された場合はこういったおくれが出るというお話をしたところですが、丹澤委員が言われるとおり、我々もそうなった場合には最善の工夫等をしながら、なるべく遅延のないようにやっていく予定であります。

今回の案件についてですが、談合疑惑という話が出ておまして、仮に談合があったとすれば、これはまことに遺憾なことであって、我々も総合評価制度について全国でも先駆けていろいろ工夫しておりますので、まことに残念なことだと思っております。

そういったことを前提に置いてお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、独占禁止法は98年1月に改正されて、現行の制度になっています。それまでの独占禁止法は、まず勧告が出され、それを応諾すれば、そこで同趣旨の審決があります。仮にその勧告に不服があった場合は、公取委の中での審判を経て、審決が出た際に、行政側としては指名停止をするという制度でやっていました。こういう流れでやってきたわけですが、従来の方ですと、非常に審決に時間がかかってしまうことや、課徴金の納付をおくらせるために、指名停止の先送りを主たる目的として、本制度の趣旨を悪用している。その趣旨に沿わない審判が多くなっているというような問題があったと聞いております。

そこで、今回、改正された独占禁止法では、事前通知後、意見申述、証拠の

提出を経て、審判を行う前に排除措置命令が出されることになっています。ですから、事業者側が意見陳述はするのですが、審判を経ずに排除措置命令、課徴金を求めることになりました。そこで、どういう問題が生じるかということになりますけれども、行政側としていつの時点をもって指名停止をするのかということが、今回も一番の問題になっているところであります。国交省が事務局である中央公共工事契約制度関連連絡協議会では、先ほどの旧法の問題点等を踏まえて、審判という手続きは経なくても排除措置命令という行政処分が出されることになるので、出されたときには速やかに指名停止をすることを全国ルールとして決めたわけでございます。行政側としては中央公契連の決定を受けて、指名停止をする時期の取り決めを行いました。当然、指名停止をすることになれば、契約は破棄することになります。

丹澤委員からもありましたけれども、県としてはこうした法やルールにのっとって粛々と排除措置命令が出されるまでは契約するという方針をとっております。これは他の県においてもこのようなルールでやっております。議会側には非常に難しい判断をお願いし、まことに恐縮ではありますけれども、こうした状況等を踏まえて、今議会において方向性を示していただきたいと思いません。

丹澤委員

1つだけ誤解のないようにしておきたいのは、行政が指名停止をする前にこれを解除することは契約違反なんです。疑惑の段階でやることは違反だから、議会にかけている。行政はちゃんと法令に基づいてやらなければいけない。しかし、議会は、そういう会社が近い将来、指名停止を受けるか受けないかということまで勘案して議決をするということになっている。だから、部長さんの言った、行政はきちんと法令に基づいてやらなければならないから、疑惑の段階では締結しますよということは、私どもの話とは違うということだけはぜひ御認識をいただきたい。

小池県土整備部長 丹澤委員の意見も十分理解できますので、ぜひとも今議会、御議論を十分にさせていただいて、方向づけをお願いしたいと思っています。

望月委員

やはり議案を提案するときには、執行側は毅然と事業効果を示し、責任を持ってきちんと提案しなければいけないと思うんですね。今、部長の方から、この第54号議案については、今まで大変な御努力をしてくれているというようなお話がありました。私は、まさに公共工事というものは何なのか、再度、認識をどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

末木県土整備総務課長 私が申し上げるまでもなく、本県が実施する公共工事につきましては、県民の社会基盤の整備であると考えております。ですから、私どもは県民の生活や安全安心のために日々努力して公共工事の執行をしております。今回の万力の工事におきましても、事業進捗のためにぜひ慎重な御審議をお願いしたいと考えております。

望月委員

経済効果や雇用の問題など、地域の大きな課題をたくさん抱えているのが公共工事だと私は思います。そういう中で、仮にこの議案がだめになってしまった場合、今回の談合疑惑を持たれている業者、峡東地区36社の方々もすべて公共工事の白黒がつくまで一切仕事ができない、こういう可能性も出てくるわけですが、その辺はどのように思いますか。

末木県土整備総務課長 今回の委員の御質問でございますが、これが可決されなかったときに、契約締結案件以外の工事はいいのかという疑義が生じた場合、これに対してまだ答えを出しておりませんが、非常に困難な対応を今からしていかなければならないと考えております。

望月委員 今回のこの万力トンネルにつきましては、やはり地域の大きな要望と建設の意義が大変高く評価をされていると認識をしておるわけでありまして、たまたまそういう時期かとも思うわけでありまして、せつかく議案として提案をされた以上は、これはきちんと執行部側も可決していただきたいと、自信持って進めていく、こういう決意もある意味で大事だと思いますけれども、いかがですか。

末木県土整備総務課長 私どもは当然、議案を提出する側ですから、可決をしていただきたいと考えております。そして、今回の議案につきましては、西関東道路の事業進捗を図るとともに、地域の経済であるとか、雇用の問題など、いろいろなことについても寄与できるものと考えておりますので、ぜひとも御審議のほど、議案を提出する側とすれば可決をよろしくお願いしたいと考えております。

(休 憩)

金丸委員 既に契約締結がされ、仮契約という形になっているわけですが、これが継続審査とか否決というようなことになったときには、業者の方から問題が提起をされることはあるんですか。

末木県土整備総務課長 継続審査であるとか否決であるとか、そういう判断を議会の方でなされた場合、それについては特に業者の方からのクレームはないと思います。仮契約の中で、議会で可決されたことをもって本契約となるとされているわけでございます。

金丸委員 この前、勉強させてもらったときにそれらしき質問をしたけれども、否決なり継続審査になった場合、損害賠償を起こされる可能性もあるのではないかなというニュアンスの言い方をされていたと思うんですね。岡委員と僕が一緒になって聞いたわけだけれども、そういう話をされたと理解しているんだけど、その辺はどうなのですか。

末木県土整備総務課長 多分、私ども執行部が今回仮契約が済んでいるにもかかわらず、そして財務規則に仮契約は次の議会に議案を上程しなければならないと規定されているにもかかわらず、議案を提案しなかった場合にはということで、損害賠償を請求される恐れもあるかもしれないと御説明申し上げたと思います。

金丸委員 私と岡委員の認識はそういうことではなくて、継続審査なり否決となったときには、相手側と仮だけでも契約しており、それを破棄することになるから損害賠償請求の対象になるというようなことで、まあ、うちの方が早のみ込みをしたのかもわかりませんが、今、言われたような格好での説明ではなかったということだけ指摘をしておきたいと思っております。

丹澤委員

さっき7カ月という話をしましたよね。大体、地方自治法を見れば専決ということもあるんですよ。臨時議会もあるんです。何をもってやっているのか、最悪の事態しか我々に説明をしない。自分に都合のいい方しか説明をしない。知事は専決の権限を認められているんですよ。29日まで我々の任期があるんですから、臨時議会を開こうと思えば幾らでも開ける。そう考えてみれば、7カ月おくれるから26年度予算が競合する、そんないいかげんな説明したらだめなんですよ。公務員は金があって人がいればだれだってできますよ。金がなくて人がいないからあなたに任せているんですから、知恵を絞ってください。それを最悪のシナリオを出してくるなんてだめなんです。そこだけは指摘しておきます。

動議

(第54号議案について)

丹澤委員

第54号議案について今まで議論をさせていただきました。今議会の最終日までに落札者に措置命令が出れば、ただちに指名停止となるということが今の議論の中で明らかになりました。執行部はもしこれが最終日までに出版されれば、仮契約は解除となり、この議案を撤回しなければならないという事態にあります。非常に微妙な段階に来ているんです。閉会までに公正取引委員会は白黒出すかどうかわかりませんが、事前通知がなされている以上、いずれ近々のうちに決着を着けることは明々白々であります。その結果をもって議会として契約の是非を判断しても、さきに議論されたとおり何ら問題がない。まして、きょうここに配られました要望書を見ますと、建設業界そのものも公正取引委員会から独禁法違反で不利益処分がついた場合には、寛大な措置をお願いしますとみずからも認めてこういうものを提出しているんです。

こういう状況からすると、今ここで急いで議決する理由はないと思います。執行部の皆さんは本議会に出す義務があります。しかし、我々は住民代表として、その契約の適正か否かを審査しなければならない。本議案の契約の相手方の3社はすべて公正取引委員会から事前通知がなされており、談合の疑惑がかけられています。可決することは、公正取引委員会が疑惑があったと認めているものを我々が何の根拠もなしに疑惑なしと、これを認定したことになってしまいます。この段階で契約を承認することはチェック機関として議会の存在をみずから否定することに等しいと思います。

今議会で議決しなくても、先ほどお話ししたように何ら支障はありません。私は、否決すべきであると言っているのではないんです。公正取引委員会から排除措置命令が間もなく出されるから、しばらくその行方を見守ったかどうか、それから結論を出したらどうかと言っているわけでありまして。私は今、なぜここで急いで結論を出さなければならないのか理由が全くわかりません。

以上の理由から継続審査をお願いしたいと思います。継続審査の期間は、私どもの任期は4月の29日までですから、任期中にこの問題を解決していくということであるならば、4月29日まで継続審査にさせていただいて、そこまでに公正取引委員会が結論を出さなければ可決をしていただくということを御提案させていただきます。以上です。

(休 憩)

※ 第54号議案を継続審査とする動議の件

採決 起立採決の結果、可否同数のため、山梨県議会委員会条例第14条の規定による委員長裁決の結果、否決することに決定された。

※第54号 契約締結の件

討論 なし

採決 起立採決の結果、可決すべきものと決定した。

※第55号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第56号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第57号 県道の路線の変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第15号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第27号 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第36号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第37号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第22-11号 住宅リフォーム(小規模修繕)助成制度の創設を求めることについて

意見 なし

討論 なし

採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 無し

(休 憩)

森林環境部関係

※第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(ニホンジカ生息実態把握調査について)

岡委員

二、三、簡単な質問でありますけれども、御説明いただきたいと思えます。まず森の2ページの下段、ニホンジカの関係でありますけれども、これについてさらに詳しくと書いてあります。今までも鳥獣被害の問題について、イノシシあるいはニホンジカ等々含めて、さまざまな措置をなさってきたことは十分承知はいたしておりますけれども、あえて今回ニホンジカにつきまして1,500万円ばかり追加して、2,900万円余ということになるわけですが、その具体的な内容について御説明ください。

山縣みどり自然課長 今回の1,500万円の補正につきましては、委員御指摘のとおり、今まで生息調査等はやっておりましたけれども、正直なところ、余り予算がつかなかったということもあります。そういう継続調査をやってはおりますけれども、依然として農林の被害は減少しておらず、生息数は拡大している。あるいは生息分布も拡大している。そういった状況がありますので、ここでもう一度きちんと生息数等の調査をする。そして、シカに関する特定鳥獣保護管理計画が平成23年度までになっておりますので、24年度以降5年間の計画をつくる予定になっております。その新しい特定鳥獣保護管理計画のバックデータとしても使えるということで、今回、国の10分の10の交付金等々のめどが立ったことから補正をお願いするものであります。

岡委員

端的に言いまして、ニホンジカ被害は里山についてもですが、特に高山植物などがかなり傷められていると言われているわけです。非常に高いところまで行っているということを含めて、例えば機械をシカの体につけての実態調査はされていると思いますが、さらにそれ以上のことをするのでしょうか。その辺を聞かせてください。

山縣みどり自然課長 今、委員がおっしゃった、いわゆるGPSをつけて高山域を調査することも今までやってきております。今回のこの1,500万円につきましては、また別の調査をやっていこうと考えております。具体的にはこれから委託業者と詰めていきますけれども、GPSの調査は生息数ではなく高山帯での行動域調査として利用しておりますが、今回はむしろ生息数の調査をやっていきたいと考えています。

岡委員

どういう形にすれば、ふえることがわかるのでしょうか。

山縣みどり自然課長 山梨県を、二百二、三十のメッシュで区切りまして、その中ですべてのメッシュは無理ですが、この辺がかなり多いという地域のメッシュを幾つか抽出して、そこでの生息の調査を行います。具体的には、例えばシカのふんの調査ですね。それから、木の幹とか枝に仕掛けをしておいて、もしそこにシカが来ればシカの毛がつくといったトラップ方式など、いろいろな方法で調査をしていきます。

岡委員 結局、調査をして個体数を減らすことが大切だと感じているんですね。調査をしてどうするんでしょう。その辺についてよくわからないところがあるんですが。

山縣みどり自然課長 確かに減らすということも当然、農林被害軽減のためにやっていきますけれども、先ほど言った特定鳥獣保護管理計画においては、減らすことと同時に、適正な数は維持していかなければならない。適正数の維持と農林被害の軽減のバランスを見ていかなければならないということで、まず実際に山梨県に何頭いるのかを調査した上で、何頭捕獲していけば農林被害軽減が可能なのか。そういった面での調査を今回さらにふやしてやっていきたいと思えます。

岡委員 今まで長い間この調査などをされてきているし、被害が拡大しているということも、実態としてふえたものだと理解しますから、もっと積極的な個体数の減少の取り組みをされるのかなど。調査をしながら減少に向けての取り組みがされるのではないかと感じていたんですが、まあ、わかりました。

(耕作放棄地対策森林整備支援事業費について)

次に、森の12ページ。耕作放棄地問題というのは農政部の中でもかなりやってきているわけでありますが、全国ワーストツーという汚名を返上しなければ困るという中で、ここでは減額補正がされているんですね。なぜなのか、何ができなかったのか、どうして減ったのかということを知りたいと思えます。

宇野森林整備課長 御指摘にございました耕作放棄地森林整備支援事業につきましては、耕作放棄地において既に木が植えてあるところで、森林として管理しているのとは別なところを、森林として管理するための調査を実施する事業でございます。この事業は本年度から開始したところでございますけれども、なかなか市町村の方で、農政部局や地元の調整がなかなか円滑に進まなかったということで、事業が想定したとおりに、予定した水準まで届かなかったというのが実態です。

岡委員 それは、市町村に対しての指導が足りなかった、いうならばPRが足りなかったということにはならないのですか。

宇野森林整備課長 この事業の立ち上げにつきましては、市町村などからもいろいろな意見がありまして、市町村の意見も踏まえた形でその中身について考えていったわけです。それとまた新年度、市町村への説明会などを県でも実施しておりますので、そういった中でも再三事業の説明、あるいは年度途中でもいろいろな働きかけをやってきたところがございます。耕作放棄地対策につきましては、森林だけではなくて農政部局などでもいろいろな取り組みをされている中で、市町村の中でも部局間での調整が必要だということでしたが、それがなかなか円滑に行かなかったということです。県としても委員御指摘のとおり、PRという部分ではもっとやっていかなければいけないと考えておりますので、来年度も継

続して実施していきたいと思えます。そこはこれからもまた改善していきたいと思えます。

岡委員 320万円のうちの190万円であり、半分以上も減額しているの、それについては積極的な取り組みをして、ワーストツーを解消するための御努力をしていただきたいと思っています。

(森林居住環境整備事業費について)

引き続きまして19ページ。森林居住環境整備事業についてですが、これにつきましても今回、2億円も補正を組んでいるわけでありましてけれども、具体的な部分について中身を少し聞かせてください。

岡部治山林道課長 この事業は林道を新規に開拓する事業ですけれども、主に森林基幹道を整備する林道開設です。採択条件といたしましては1,000ヘクタール以上の、利用区域の大きいところについて整備していくということで、一応、今年度は甲府市、それから山梨市、富士川町、都留市、合計4路線をやっております。

岡委員 細い作業路ではなくて、林道的な部分なのでしょうか。例えば、道路幅など、その4路線について、どこの箇所がこうなるというのを教えてください。

岡部治山林道課長 お手元の2月補正の課別説明書付属資料の2ページをごらんください。そこに今回補正で計上させていただきました4路線につきましてもございます。奥仙丈線ですが、これは幅員が5メートル、それから、乾徳山線は幅員4メートル、足馴峠線は幅員4メートルです。その下の菅野盛里線は5メートルであります。

岡委員 これでは3億6,000万円ですね。15億円の中のこれだけですけども、ほかにもあるわけですか。

岡部治山林道課長 今年度の2月補正につきましては4路線を計上しておりますが、全体といたしましては県下で11路線をやっております。ここにあります塩平徳和線、それから奥仙丈林道、富士東部、北、南、それから峡東等の林道、合計で11路線を施工しています。

岡委員 そうすると、11路線で15億円という考え方でいいわけですね。

岡部治山林道課長 はい。それで結構です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以 上

土木森林環境委員長 棚本 邦由